

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定医療機関の指定	
根拠法令・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第１４条第１項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局の開設者の申請により、次に掲げる事項を満たしているときは、指定医療機関の指定を行う。 ・指定医療機関療養担当規程（平成２６年厚生労働省告示第４３７号）に基づき、懇切丁寧な特定医療が行える医療機関又は事業所であること。 ・病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３号第３項第１号に規定する保健医療機関であり、標榜科が示されていること。 ・薬局にあつては、同号に規定する保険薬局であること。 ・指定訪問看護事業者等にあつては、指定医療機関療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第２項各号のいずれかに該当しないこと。 ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第３項各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。 （難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成２６年政令第３５８号）第５条、平成２６年１１月２１日健疾発１１２１第２号「『指定医療機関の指定』について」）	
標準処理期間	標準処理期間	３０日～６０日程度
	標準処理期間を設定できない理由	